

医薬品の分類について

運航乗務員は健康な状態でフライトすることが基本ですが、「適切な医薬品」を「適切に使用すること」により、適切な体調管理のもとでのフライトも可能です。

2018年7月適用の『医薬品の指針』により、医薬品は、航空業務に及ぼす影響の違いから以下の4つのグループに分類されています。

A	航空業務中に使用しても安全と考えられる医薬品 (ただし、次の航空身体検査受検時に、使用期間・内服状況を指定医へ申告しなければならない)
B	航空業務中の使用にあたり、指定医または乗員健康管理医において個別な確認等が必要な医薬品
C	航空業務中の使用にあたり、国土交通大臣による身体検査基準への適合判定が必要な医薬品
D	航空業務には不適切／不適合な医薬品

ケースごとの医薬品の取り扱いについて

医薬品が処方されるケースごとの適切な取り扱い方法を以下に紹介します。
自身のケースがどれに該当するか確認し、適切な取り扱いを確認してください。

市販薬を購入した場合	▶	【Ⅰ】へ
外部医療機関を受診し医薬品が処方された場合	▶	【Ⅱ】へ
常用薬使用者【大臣判定対象者以外】の場合	▶	【Ⅲ】へ
常用薬使用者【大臣判定対象者】の場合	▶	【Ⅳ】へ

【Ⅰ】市販薬を購入した場合

市販薬の位置付け

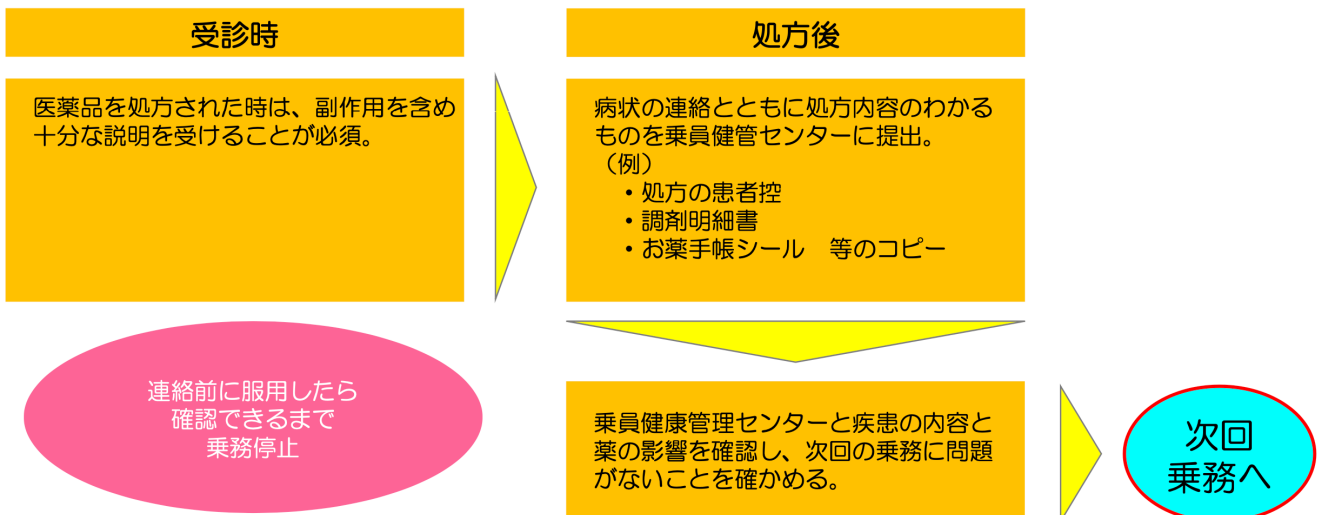
市販薬には以下の分類があります。一般用医薬品の第2類、第3類の乗務中の使用にあたっては薬の影響を確認し、乗務に問題ないことを確かめたうえで乗務する必要があります。

要指導 医薬品	「C」扱い。 運航乗務員は、使用開始とともに航空業務を停止し、乗員健康管理センターに必ず報告する。	服用したら確認できるまで乗務停止
第1類 指定第2類	「B」扱い。 運航乗務員が航空業務中に使用する場合は、事前に対象疾患の程度及び医薬品の副作用の有無を乗員健康管理センターに報告し、乗員健康管理医による航空業務の可否判断が必要。 また、使用上の注意に「服用後乗物又は機械類の運転操作をしないでください」という記載がある場合は、乗務までのインターバルを乗員健康管理センターに確認することが必要。	
第2類	「A」扱い。 運航乗務員は、地上での使用経験から問題のある副作用がないことの確認を行い、航空業務中の使用可否の判断を行う。	
第3類	「A」扱い。 運航乗務員は、地上での使用経験から問題のある副作用がないことの確認を行い、航空業務中の使用可否の判断を行う。	

- ・第2類（指定第2類を除く）・第3類を乗務中に使用する場合は、7日間以内に限られます。
- ・市販薬の使用に際して判断に迷う場合は、乗員健康管理センターに連絡し、確認をお願いします。

【Ⅱ】外部医療機関を受診し医薬品が処方された場合

受診・処方 → 服薬 → 乗務までの流れ・手順

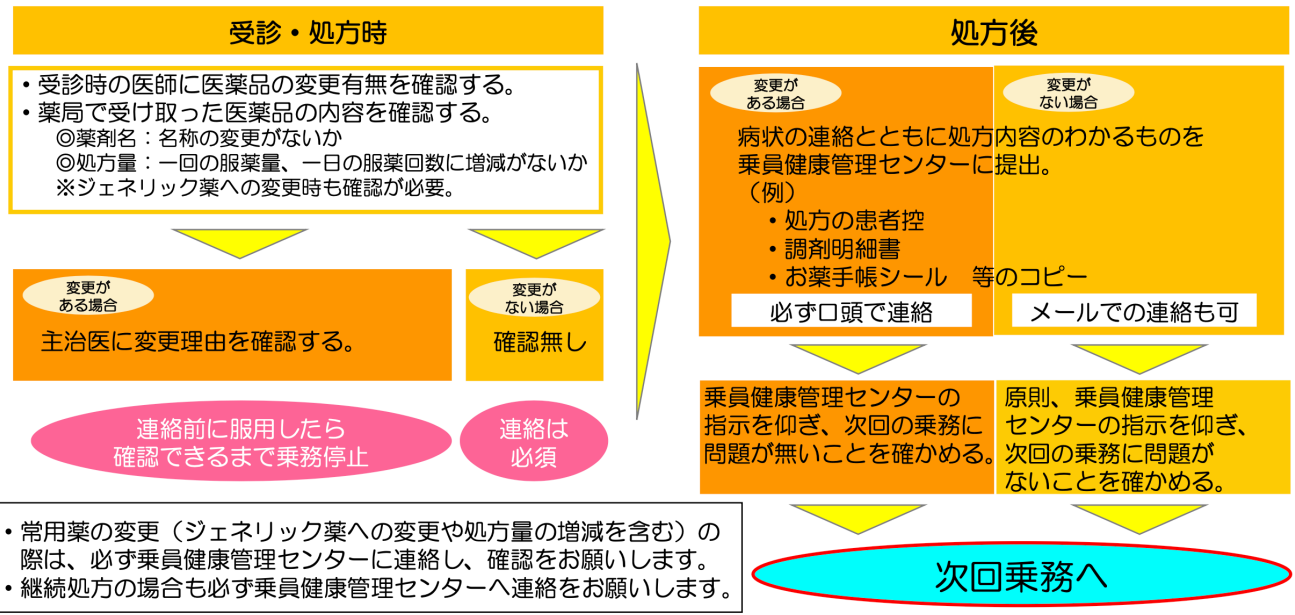


外部医療機関受診での処方の際は必ず乗員健康管理センターに連絡し、確認をお願いします。

【Ⅲ】 常用薬使用者（大臣判定対象者以外）の場合

受診・処方 → 服薬 → 乗務までの流れ・手順

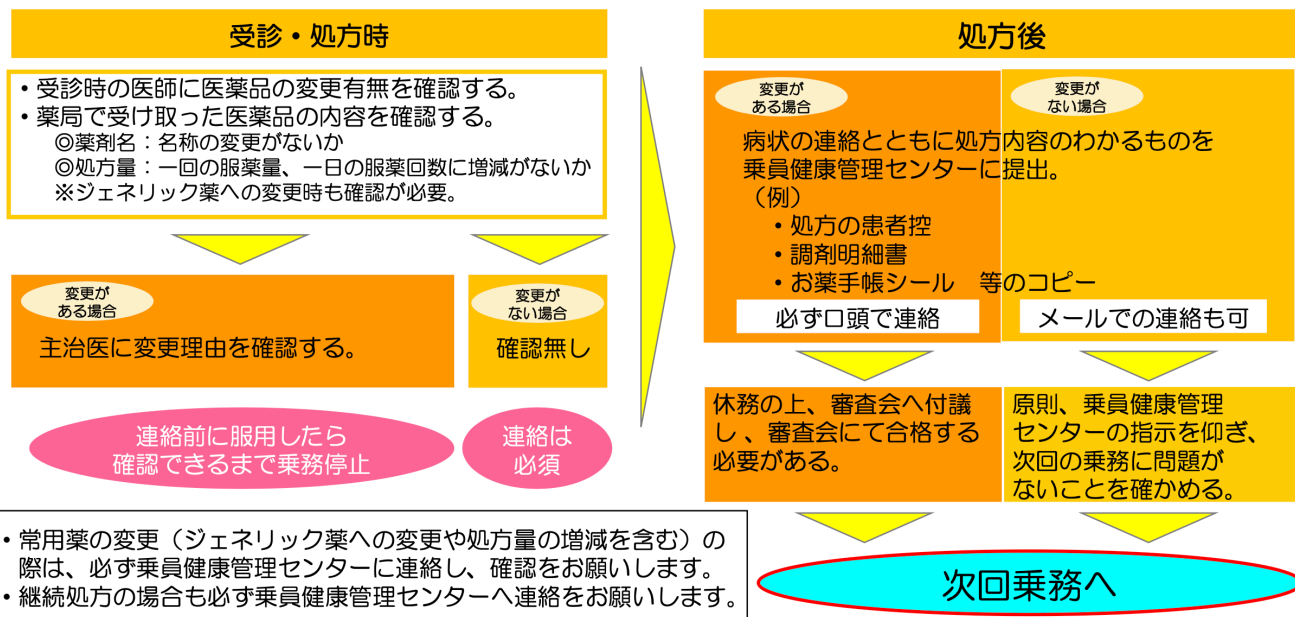
◆申告した条件にて航空身体検査適合となっていることを自覚し、適切な服用を行うこと。



【Ⅳ】 常用薬使用者（大臣判定対象者）の場合

受診・処方 → 服薬 → 乗務までの流れ・手順

◆申告した条件にて航空身体検査・大臣判定適合となっていることを自覚し、適切な服用を行うこと。



令和4年3月29日 国空航第3037号 航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針